

山口県迷惑行為防止条例の一部改正(案)に対するパブリック・コメントの実施結果について

山口県では、山口県迷惑行為防止条例の一部改正(案)に対して実施したパブリック・コメントについて、県民の皆様から提出されたご意見及び県警察の考え方をとりまとめましたので公表します。

1 意見の募集期間

平成27年7月10日(金)から平成27年8月10日(月)までの間

2 提出者数

55人(55件)

(内訳) 窓口提出 35件、電子メール 18件、郵送 2件

3 提出意見の要旨及び意見に対する県警察の考え方

【罰則改正に関する意見】

意見の要旨	県警察の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 罰則の強化は賛成である。 ○ 罰則の引き上げを犯罪の抑止につなげてほしい。 ○ 防止策として抑制にはなる。 ○ 更に悪質な犯罪につながる可能性があるため罰則は強化すべきである。 ○ 盗撮は許せないので厳重に処罰をしてほしい。 ○ 被害者のことを考えると重くしたほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 初犯者による犯行の増加、再犯者の存在、盗撮機器の変化、盗撮行為による二次的被害のおそれ、商業施設の増加など社会情勢の変化を踏まえ、この種犯罪の抑止を図ることを目的として罰則を改正します。

【罰則の量刑に関する意見】

意見の要旨	県警察の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金の「又は」はやめてほしい、罰金を払えばいいという問題ではない。懲役を必須にしてほしい。 ○ 他の都道府県と同等の罰則でよい。 ○ 被害者の心の傷を考えるともっと罰則を重くしてもよい。 ○ 再犯者には罰金を倍にするなど一層強化すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 改正条例の罰則は、違反者から軽視されることなく、全国都道府県の罰則、他の県条例の罰則、卑わいな行為に関する同種性犯罪の法令の罰則と比較したうえ、県民の皆様のご意見を踏まえ、決定しました。

意見の要旨	県警察の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ この種犯罪が重要な犯罪に発展する可能性が高いのであれば、この条例はそれを防ぐ抑止力となるべきで刑罰を重くすることは当然である。 ○ 現行の20万円以下の罰則ぐらいでは捕まっても次もやる者がいる。今までが軽すぎる。 ○ 逮捕後に執行猶予の結果となり、犯人がすぐに社会に出てくるとは被害を受けた女性側から考えると、とても恐ろしいことである。 ○ 常習犯の場合は1年以下の懲役で再犯防止になるのかと不安に思う。 ○ 盗撮だけでも、もっと罰則を引き上げてもいい。 ○ 初犯者、再犯者に関わらず、また、犯罪の回数に関係なく、厳しく対処してもらいたい。 	<p>◆ 改正条例の罰則は、違反者から軽視されることなく、全国都道府県の罰則、他の県条例の罰則、卑わいな行為に関する同種性犯罪の法令の罰則と比較したうえ、県民の皆様のご意見を踏まえ、決定しました。</p>

【迷惑行為への取組に関する意見】

意見の要旨	県警察の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前に防げる体制を強化していくことも大事である。 ○ 女性に対する性犯罪対策はもっと早くやるべきである。 ○ スマートフォンの普及によって、誰でも気軽にSNSなど投稿できるようになり、個人での注意は必要である。 ○ インターネットで盗撮された動画や画像は規制をかけ、法に触れる場合は重罰とみなすべきである。 ○ 電車における女性専用車両の運用など安心して過ごせる環境づくりをお願いしたい。 ○ 警察官の徒歩による巡回パトロールも希望する。 ○ 痴漢行為の抑止と冤罪をなくすために全ての電車内に防犯カメラを設置することが急務である。 	<p>◆ いただいたご意見は今後の対策の参考とさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 迷惑行為をされた時に気軽に相談できる窓口がほしい。 	<p>◆ 事情聴取の際の女性警察官による対応、被害者感情に配慮した事情聴取場所の選定など相談や被害の届出をしやすい環境の整備を推進します。 「レディースサポート110」、「少年サポートセンター」などの相談窓口も活用してください。</p>

【県民への広報に関する意見】

意見の要旨	県警察の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般人は迷惑行為防止条例がどのような法律なのかをよく理解していない。ポスターなどでしっかりと県民に知らせてほしい。 ○ 迷惑行為の条例や罰則の内容をもっと県民に知ってもらう必要がある。 ○ 罰則が厳しくなったということを報道などで定期的に取り上げてもらえば周知するのととなり、抑制になるのではないか。 ○ 電車内等にチラシ等を貼って広報をしてほしい。 ○ 条例の改正があったことを認識できるような活動をしてほしい。 ○ どういう行為をすると罰せられるのか、具体的な例と罰則の内容を公表し、犯罪の抑止力となるようにしてほしい。 	<p>◆ 広報用チラシ、各種メディアの活用等様々な機会を通じて広報活動を県民の皆様に周知し、県民全体でこの種犯罪を抑止していくよう努めます。</p>

【迷惑行為に対する意見】

意見の要旨	県警察の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 盗撮は、被害者が気付かぬうちに加害者だけでなく、ネットなどにより第三者まで見られる可能性がある非常に悪質な犯罪である。 ○ 行為者は盗撮することに罪の意識が薄い。撮られた写真などをネットに流されれば被害者は一生悩むことになる。 ○ モラルの低下により、簡単に全世界にネット配信されるという事に個人が強く責任を持たないといつまでも解決できない。 ○ サイバー犯罪に対する抑止力など警察組織のスキルアップも必要と考える。 	<p>◆ 盗撮画像をネット上に掲載するなどの犯罪を認知した際は、各種法令を適用して被害者を特定するほか、当該画像や動画の削除、サイト管理者への協力依頼、被害の拡大防止に努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ スマートフォン等の機器の進化で盗撮してもばれないと思ってやっている。自分が被害にあっているという意識は一般的に低い。 ○ 痴漢は精神的なダメージが後々まで残るものであり、安心して列車に乗れないなどのトラウマになったりする。 ○ 罰則を厳しくすることで、もっと巧妙な手口になっていくのではないかと懸念する。 	<p>◆ 県民が一体となって、悪質犯罪を撲滅できるよう各種対策を推進します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 罰金を払ったから罪が消えるということはないが、我慢できないからといって迷惑行為を繰り返すことは絶対にあってはならない。 	<p>◆ この種犯罪の抑止に努めます。</p>

【捜査に関して】

意見の要旨	県警察の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 冤罪の防止という観点を考えることも忘れてはならない。 	<p>◆ 客観的証拠の収集に重点を置いた捜査など適正捜査に努めます。</p>

【罰則改正に反対する意見】～なし